

国際私法学会会員各位

国際私法学会の規約改正及び関連する規程及び規則の制定についてご意見を頂きたく、添付の通り、これらの案をお送りします。

国際私法学会では、本年4月2日付でその時点での新定款案と関連規則案をプリント・アウトしたものを会員に郵送し、6月4日の理事会・総会において意見を聴取しました。その結果、格別のご指摘はなく、以下のようなスケジュールで改正案を総会に提出することが理事会で決定され、総会にもその旨報告しました。

- (1)6月4日の理事会・総会でのご意見等を踏まえて、規約改正委員会において必要な加筆・修正をした案を作成し、emailによる理事会において理事会案をとりまとめる。
- (2)この理事会案を、HPとemailとを使って会員にお知らせして、ご意見を伺う。
- (3)会員からのご意見をもとに、規約改正委員会において必要な加筆・修正をした案を作成しemailによる理事会において審議し、できれば今一度会員の意見を伺う機会を設けた上で、2017年の総会に、理事会から規約19条に基づく規約改正案として提案する。
(ちなみに、規約19条によれば、「この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。」とされている。)

これに従い、規約改正委員会においてemailを用いて数度の審議を行い、さらに、emailによる理事会における審議を経て、若干の修正を行い、本日、理事会決定を頂いたものが添付のものです。修正部分は色付きで表示されています。特に、定款案、理事長選任手続規則、通知等に関する規則案は他のものよりも多くの修正が加えられています。

ことの大小を問わず、いかなる点でも結構ですので、ご意見を頂ければ幸いです。ご意見は、2016年12月末日までにemail、郵送等によりお寄せ下さい。顕名でも匿名でもいずれでも結構です。よろしくご検討の程お願い申し上げます。

なお、このemailは全会員宛に送付しておりますが、会員の中には学会事務局が現時点で有効なemailアドレスを把握できていない会員が若干名いらっしゃいます。そこで、それらの方々のために、また、このemailをいったんは受領された会員においてもその後見失う恐れがあることから、添付の案は国際私法学会のホームページ(下記)にも掲載することを予定しております。

<http://www.pilaj.jp/>

169-8050

東京都新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学法科大学院内
国際私法学会事務局

国際私法学会理事長
道垣内 正人